
平成24年第3回玖珠町議会定例会会議録(第1号)

平成24年9月6日(木)

1. 議事日程第1号

平成24年9月6日(木) 午前10時開議(開会)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
- 第 3 議長の諸般の報告
- 第 4 議案の上程(議案第61号から議案第87号並びに報告第4号から報告6号)
- 第 5 町長の諸般の報告並びに提案理由の説明
- 第 6 請願並びに陳情の上程(陳情3件)
- 第 7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
- 第 8 質疑・討論・採決(議案第61号、議案第66号、議案第73号、議案第74号)

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
- 日程第 3 議長の諸般の報告
- 日程第 4 議案の上程(議案第61号から議案第87号並びに報告第4号から報告6号)
- 日程第 5 町長の諸般の報告並びに提案理由の説明
- 日程第 6 請願並びに陳情の上程(陳情3件)
- 日程第 7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
- 日程第 8 質疑・討論・採決(議案第61号、議案第66号、議案第73号、議案第74号)

出席議員(15名)

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 廣 澤 俊 幸 | 2 番 | 大 谷 徹 子 |
| 3 番 | 宿 利 忠 明 | 4 番 | 石 井 龍 文 |
| 5 番 | 中 川 英 則 | 6 番 | 菅 原 一 |

7 番	河野博文	8 番	尾方嗣男
9 番	秦時雄	10番	松本義臣
12番	清藤一憲	13番	藤本勝美
14番	片山博雅	15番	繁田弘司
16番	高田修治		

欠席議員（1名）

11番 宿利俊行

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	大蔵順一	議事係長	小野英一
------	------	------	------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	朝倉浩平	教育長	本田昌巳
総務課長	帆足博充	まちづくり 推進課長	麻生太一
環境防災課長兼 基地対策室長	中島圭史	税務課長	帆足浩一
福祉保健課長	日隈桂子	住民課長	本松豊美
建設水道課長兼 公園整備室長	平井正之	農林業振興課長兼 農業委員会 事務局長	梅木良政
商工観光振興 課長	村木賢二	会計管理者兼 会計課長	横山弘康
人権同和啓発 センター所長	山本五十六	教育総務課長	穴本芳雄
学校教育課長	米田伸一	社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長	河島公司
行政係長	石井信彦		

上程議案

議案第61号	専決処分の承認を求めることについて 平成24年度玖珠町一般会計補正予算（第3号）
議案第62号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
議案第63号	玖珠町教育委員会委員の任命について
議案第64号	辺地（鏡辺地）に係る総合整備計画の変更について
議案第65号	玖珠町災害派遣手当の支給に関する条例の制定について

議案第66号	玖珠町林地崩壊防止事業分担金徴収条例の制定について
議案第67号	玖珠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第68号	玖珠町手数料条例の一部を改正する条例について
議案第69号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第70号	玖珠町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の制定について
議案第71号	町道路線の廃止について
議案第72号	町道路線の認定について
議案第73号	平成24年度鳥獣被害防止総合対策整備交付金事業ワイヤーメッシュ鉄線柵（H＝1.8m）購入契約の締結について
議案第74号	平成24年度玖珠町総合運動公園建設事業野球場建築工事請負の締結について
議案第75号	平成24年度玖珠町一般会計補正予算（第4号）
議案第76号	平成24年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
議案第77号	平成24年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第78号	平成24年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第79号	平成24年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
議案第80号	平成24年度玖珠町水道事業会計補正予算（第1号）
議案第81号	平成23年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第82号	平成23年度玖珠町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第83号	平成23年度玖珠町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第84号	平成23年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第85号	平成23年度玖珠町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第86号	平成23年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第87号	平成23年度玖珠町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
報告第4号	平成22年度玖珠町一般会計継続費精算報告書
報告第5号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定について
報告第6号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定について

午前10時00分開議（開会）

○議 長（高田修治君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いいたします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用、携帯電話の

持ち込みは禁止されていますので、ご協力願います。

本日の会議に欠席の届け出が提出されておりますので、報告いたします。

議員につきましては、11番宿利俊行君、病氣療養のため欠席届が提出されております。

また執行部につきましては、米田学校教育課長、公務のため途中退席の届け出が提出されております。

ただいまの出席議員は15名です。

会議の定足数に達しております。

地方自治法第113条の規定により、平成24年第3回玖珠町議会定例会は成立しました。

よって、ここに本定例会の開会を宣言し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配付してあります議事日程によって進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高田修治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において

1番 廣 澤 俊 幸 君

8番 尾 方 嗣 男 君

の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（高田修治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

玖珠町議会委員会条例第10条により、議会運営委員会副委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会副委員長松本義臣君。

○議会運営副委員長（松本義臣君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会委員長欠席のため、副委員長松本より議会運営委員会の協議結果についてご報告をいたします。

平成24年第3回玖珠町議会定例会の開会に当たり、去る8月30日に議会運営委員会を開催いたしました。

今期定例会に上程されます議案につきまして、執行部の出席を求め、概略の説明をいただき、会期日程並びに議案と6月3日以降に受理した請願、陳情の取り扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、お手元にあらかじめ配付してあります日程表のとおり、本日9月6日から9月24日までの19日間としたいと思います。

今期定例会に上程されます議案は、専決処分の承認を求める案件1件、損害賠償に係る案件1件、

委員会委員の任命案件 1 件、辺地に係る総合整備計画の変更案件 1 件、条例の制定案件 3 件、条例の一部改正案件 3 件、町道路線廃止案件 1 件、町道路線認定案件 1 件、物品購入契約締結案件 1 件、工事請負契約の締結案件 1 件、平成24年度一般会計補正予算案件 1 件、平成24年度特別会計補正予算案件 4 件、平成24年度水道事業会計補正予算案件 1 件、平成23年度決算認定案件 7 件の27議案と報告案件 3 件、陳情 3 件であります。

また、決算認定案件の 7 議案は、決算特別委員会を設置して審査の付託を行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。

なお、議案第61号、専決処分の承認を求める案件、議案第66号、激甚災害関係の条例制定案件、議案第73号、物品の購入契約締結案件、議案第74号、工事請負契約の締結案件の以上 4 議案は、議案の性格上、また執行上急施を要する案件でありますので、委員付託を省略し、本日の日程の中で質疑、討論、採決をお願いいたしたいと思います。

次に、本定例会の一般質問者は 8 名であります。一般質問は18日に 4 名、19日に 4 名の 2 日間の日程で行いたいと思います。

なお、会期中に追加議案として、まちなか循環バスの購入契約の締結案件と工業団地に関する案件の上程が予定されている旨の報告を受けております。

何とぞ、本定例会の慎重なるご審議と議会運営に格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます、議会運営委員会の報告を終わります。

○議 長（高田修治君） お諮りします。

ただいま、議会運営副委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、今期定例会の会期は、本日 9 月 6 日から 9 月 24 日までの19日間といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日 9 月 6 日から 9 月 24 日までの19日間と決定いたしました。

日程第 3 議長の諸般の報告

○議 長（高田修治君） 日程第 3、議長の諸般の報告を行います。

去る 7 月 9 日には、町村議会議員研修会が日出町で開催され、講師に地域開発研究所研究部主任研究員の牧瀬 稔氏を迎え、「議員が提案する政策条例の現状とポイント」と題した講演があり、時宜を得た有意義な研修となりました。

7 月 19 日、九州防衛局と西部方面総監部に町及び正副議長、基地対策特別委員会で平成25年度予算の確保や当面する玖珠町の課題について、防衛陳情を行いました。

7 月 24 日には、県選出国會議員に表敬訪問を行い、翌25日には防衛省、総務省に対して、町と正副議長、基地対策特別委員会正副委員長による合同陳情を行いました。

8月23日には、日出町において大分県町村議会議長会役員会が開催され、監事会終了後、平成24年度後期事業計画など協議案件5件、平成23年度議長会の決算認定案件1件などの議事を行い、すべて承認されました。

9月4日には、大分県土地開発公社並びに大分県商工労働部に対し、工業団地進入路の工事に伴う地元業者への発注及び早期完成とあわせて企業誘致の推進について、正副議長、産業建設委員会委員とともに陳情を行いました。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 議案の上程（議案第61号から議案第87号並びに報告第4号から報告第6号）

○議長（高田修治君） 日程第4、議案の上程を行います。

今期定例会に提出されました議案第61号から議案第87号までの27議案及び報告3件について一括上程いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会に提出されました議案第61号から議案第87号までの27議案及び報告3件につきましては、一括上程することに決定いたしました。

日程第5 町長の諸般の報告並びに提案理由の説明

○議長（高田修治君） 日程第5、町長に諸般の報告並びに提案理由の説明を求めます。

朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） おはようございます。

本日ここに、平成24年第3回玖珠町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用中にもかかわらず、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

9月に入り、朝夕は秋の気配も感じられるものの、まだ日中は厳しい残暑が続いております。

今のところ九州への台風の上陸はありませんでしたが、このまま秋の穫り入れが無事終わればと願うところでございます。

さて、会期末を9月8日に迎える国会は、8月10日に参議院本会議で消費税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法が、民主、自民、公明の3党などの賛成多数で可決、成立いたしました。その後の与野党の対決で緊迫した状況でございます。

本年度予算の執行に不可欠な赤字国債発行法案が廃案となる可能性もあり、地方交付税の交付が滞る事態も予想され、町財政の歳入に直結する問題であり、今後の資金繰りが懸念されるところであります。

更にこれから、民主、自民両党の党首選が行われ、近いうちに衆議院解散・総選挙の政局と重要法案の行方が非常に気になり、懸念されるところであります。

それでは、町政諸般の報告を申し上げます。

まず、九州北部豪雨災害について報告いたします。

7月3日から4日、13、14日に発生いたしました北部九州豪雨では、これまでに経験したことのない記録的な豪雨であり、町内の至るところで道路の寸断、河川のはんらん、のり面の土砂崩壊、家屋の浸水及び半壊等が発生いたしました。甚大な被害により被災された皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

また、今回の災害に対し、九重町、宮城県名取市、長住まつり実行委員会、関東くすこのえ会、玖珠町職員労働組合等各諸団体から、そして、多くの個人の方から心温まる義援金が寄せられました。この場をお借りいたしまして、お礼を申し上げたいと思います。誠にありがとうございます。

災害につきましては、警報発令とともに災害対策本部体制をつくり、降雨状況により体制強化を図り、警戒対策、応急対策を行ったところであります。

7月4日及び14日には、避難勧告並びに避難指示を発令し、8つの避難所に延べ242人が避難を行い、住民の安全確保を図りました。特に古後地区においては、道路や河川及び河川沿いの農地、農業用水路等が甚大な被害を受け、被災地には県知事を初め、衆議院、参議院の災害対策特別委員や、地元選出の国会議員、県議会議員の皆様が来られ、被災地の調査が行われました。

災害発生後、全課に業務支援を要請し、被災箇所の調査を行った結果、住宅等被害では、床上浸水3カ所、床下浸水41カ所、住宅半壊2戸、一部損壊2戸、非住居損壊2戸でありました。

公共土木施設の被害では、町道47カ所、準用河川217カ所、普通河川11カ所、被害額は5億5,345万円でございます。

農地・農業用施設被害では、農地340カ所、農業用施設230カ所で、被害額は9億7,800万円でございます。

林業用施設被害では、林道16カ所で被害額は6,300万円。

農作物被害では、水稻被害約51ヘクタール、葉たばこ4ヘクタール、野菜類0.35ヘクタール、園芸関係施設5カ所で、被害額は6,471万4,000円となっております。

畜産関係では1カ所で、被害額は50万円等となっております。

公共土木施設被害につきましては、早急な対応を必要としましたため、玖珠町建設業協会と「災害時における玖珠町管理施設の災害応援に関する協定」に基づき、協会と連携を図り、迅速な対応を行うことができました。この場をお借りいたしまして、協会の皆様には厚くお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

今回の災害は被害が甚大であることから、公共土木災害及び農林業土木災害については、9月中旬から11下旬に実施される数回の災害査定を受けて、河川復旧と農地復旧の連携、町負担の上乗せによる地元負担の軽減、県と連携しながら被災者が災害から早く立ち直るためのきめ細かい支援等を基本

的に考えております。

特に、高齢化、過疎化の進んでいる古後地区については、復旧の重点地域と考え、地元と連携を図りながら早期着工、早期復旧に取り組んでまいりたいと考えております。

その他、住宅の半壊、一部損壊及び床上浸水を対象とした被災住宅の再建支援対策については、県の災害被災者住宅再建支援制度を活用し、現在、約7割の支援金給付を行っております。

大分県水害対策会議では、8月27日に復旧・復興計画を策定し、あわせて県の9月補正予算の概要についても公表され、国や被災市町と協力して、迅速なる復旧・復興に向けた取り組みを着実に推進するとこととしております。

また、発注体制の充実を図るため、県及び市長会、町村会に人的支援を要請しており、由布市、日出町、九重町から各1名の職員の受け入れにつきましては、現在調整を行っているところであります。

なお、今回の災害により情報関係、対策本部体制関係、避難関係、災害時の対応関係等、多くの課題や問題も分かってきましたので、今後、これらの課題や問題点を早急に解決し、次の災害時にはより迅速、的確に対応できるよう備えてまいりたいと思っております。

次に、陸上自衛隊無人偵察ヘリコプターの演習場外民有地への強制着陸事故についてであります。

去る8月4日、10時20分ごろ、陸上自衛隊西部方面特科隊所属の無人偵察ヘリが、日出生台演習場外の大字岩室高橋地区の雑草地に強制着陸するという事故がありました。

地元住民から通報を受け、また、湯布院駐屯地及び玖珠駐屯地からヘリコプターの墜落との情報を受け、担当課職員が現地に向かい、事故現場の確認を行いました。その後、藤本基地対策特別委員長、中川副委員長及び繁田議員が現地に来られ、私も現地の状況を確認いたしました。

8月6日、午後6時から、西部方面総監部、湯布院駐屯地業務隊、九州防衛局等の関係者が出席し、町・県担当者の同席のもと、今回の事故についてのお詫びと事故の説明会が相の迫分校跡で行われました。町といたしましては、原因の究明と再発の防止対策、安全の確保を要求いたしました。

また、参加した演習場周辺地区の住民の皆様から、これまでも榴弾砲の飛翔事故のほか数回の事故が発生していることから、仲田、高橋地区を危険地区としての移転地区に編入するよう、防衛省、九州防衛局長並びに西部方面総監あての要望書の提出がありました。自衛隊は原因の解明が済み次第、再度説明会を行うこととしています。また、町といたしましても、仲田、高橋地区の危険性を考え、国への移転区域への編入の要望を再度しなければならないと考えております。

次に、日米共同訓練について報告いたします。

7月5日、訓練期間、訓練の内容、日本側及び米国の担当官並びに訓練に使用する主要装備、国側の安全対策について、日米共同訓練の概要が公表されました。

町といたしましては、説明に来庁いただいた九州防衛局の担当者へ、採草に関する配慮について口頭で要請を行いました。

7月11日、県庁で第2回の日米共同訓練実施に伴う担当課長会議で、県及び関係市町との対応体制、並びに国に対する要請活動の協議が行われ、7月17日には、町の要請による地元説明会が相の迫分校

跡と日出生南部コミュニティセンターで、西部方面総監部ほか関連部隊の幹部及び九州防衛局担当部署の幹部により説明会が行われました。20日も引き続き地元説明会が行われ、採草に関する若干の日程調整を残し、今回の日米共同訓練に対する地元の了承を得たところでございます。

採草に関しましては、その後、18時以降の採草可能日を加えたことにより、地元の了承を得たところでございます。

7月19日と24日には町、議会及び基地対策特別委員会による日米共同訓練関係、及び日出生台演習場周辺整備関連並びに玖珠駐屯地関連の要望書を防衛大臣、防衛省地方協力局長、西部方面総監並びに九州防衛局長に提出してまいりました。

8月2日には、大分県副知事と関連5市町の課長レベルによる、今回の日米共同訓練実施に伴う要請行動を、九州防衛局長及び西部方面総監に行ってまいりました。

8月10日、西部方面総監部、防衛部より入県及び離県の時期について、米兵の一部が事前の事務調整や受け入れ準備のため8月14日に入県し、主力部隊は17日に日出生台に到着し、離県は主力部隊が9月1日、一部数名が残務事務のため9月4日離県するとの回答がありました。

8月16日、役場内に日米共同訓練対策本部を設置し、情報収集を図るとともに、翌17日より演習場周辺地区のパトロールを開始し、また防災無線を通じて、町民の皆様へ共同訓練実施の周知を行いました。

19日の訓練開始式及び20日の機能別訓練はマスコミに公開され、20日午後からの自治体への訓練公開には40名程度が参加し、玖珠町からも議員と職員が現地研修に参加し、訓練の状況を確認してまいりました。

その後の訓練の日程は、機能別訓練が24日まで、総合訓練が27日から29日まで行われました。

訓練修了式が8月30日に行われ、述べ12日間の日米共同訓練が終了し、9月3日に玖珠町日米共同訓練対策本部を閉所いたしました。

この間、事前の地元説明会で意見が出されていた採草、放牧の問題については、特にトラブルもなく終了いたしました。

次に、玖珠町消防団操法県大会について報告いたします。

8月26日、第27回大分県消防操法大会が由布市狭間町の大分県消防学校で開催されました。

玖珠町からは、4月に行われた町の操法大会で最優秀賞を受賞いたしました東部方面隊第14部が小型ポンプの部で出場し、6位という素晴らしい成績をおさめました。

出場した14部はもとより、全消防団員が一丸となって訓練に励んだ成果だと思っております。これからも町民の安全・安心のため、日ごろの訓練に精励していただきたいと思っております。大変お疲れさまでございました。

次に、2012年童話の里くす健康福祉まつりについて申し上げます。

7月22日、2012童話の里くす健康福祉まつりが開催されました。この行事は、健康福祉に関する組織、団体によって構成され、玖珠町健康福祉事業推進委員会による普及啓発事業の一つでございます。

昨年に引き続き、「こころと体の癒しを求めて」というメインテーマを掲げ、住民と行政が協働で6つの各種癒しコーナーを設け、参加者にストレス解消法を見つけていただく内容に努めました。

また、健診受診キャンペーンの強化や、7月の環境月間にちなみ、住民課や環境防災課、社会教育課と連携し、当日は皆様のご協力のもと317名のご参加をいただき、成功裏に終わることができました。今後も皆様のご理解やご協力をいただき、行政と住民の協働でともに健康な町づくりを目指していきたいと考えております。

次に、第60回全国乾椎茸品評会についてご報告いたします。

第60回全国乾椎茸品評会の審査が6月26日、27日の両日、静岡県藤枝市であり、大分県が団体で14回連続46回目の優勝を果たしました。個人の部では、多くの町内生産者の受賞の中、茶花どんこの部で魚返隆文さんが最高賞の農林水産大臣賞を、同じく同部門で中村次男さんが林野庁長官賞を受賞され、7月7日大分県豊後大野市において表彰式が行われました。

シイタケ産地として大変名誉なことであり、これからもシイタケの優秀な産地として発展するよう支援していきたいと考えております。

次に、第10回全国和牛能力共進会について報告いたします。

本年10月に長崎県佐世保市のハウステンボスで開催されます第10回全国和牛能力共進会の大分県最終予選会が8月24日、玖珠家畜市場において開催され、大分県下地区予選を突破した127頭が出品され、種牛の部18頭、肉牛の部8頭、合計26頭の大分県代表が決定されました。

そのうち、玖珠から種牛の部の11頭、肉牛の部2頭、合計13頭が大分県代表牛となり、大分県代表の半数が玖珠町からの出場という大変すばらしい結果となりました。

今回の全共は、「和牛維新！地域で伸ばそう生産力！築こう豊かな食文化！」がテーマとなっております。地域の特色ある牛づくりの推進と豊後玖珠牛の販路拡大に結びつけていくためにも、前回の成績を上回る成果を期待しているところであります。

また、県代表になられました方々におかれましては、大会まで2カ月間、ぜひとも万全な状態で長崎大会に出場されることをお願い申し上げたいところでございます。

次に、祭り・イベント関係について報告いたします。

今年の夏もまた、各地区の祇園まつりや、7月21日、玖珠町祇園大祭をスタートに、7月29日東奥山七福神祭、8月4日には童話の里夏まつり納涼花火大会、8月24日、25日の2日間において塚脇地藏講と、それぞれ玖珠町内において住民パワーによる多彩な祭りが行われました。いずれの祭りにも多くの人に参加していただき、今後においてもこうした行事を通じて家族、友人、そして地域コミュニティの絆がさらに強められ、ふるさと玖珠の夏の恒例行事として継続できるよう関係者とともに取り組んでいきたいと考えております。残念ながら7月の集中豪雨により、清水瀑園の橋梁が被害を受け危険なため、今回の清水瀑園滝開きは中止となりました。

次に、本年度4月17日に行われました全国学力・学習状況調査と大分県基礎・基本の定着状況調査の結果について報告いたします。

全国は、小学6年生と中学3年生が3教科、大分県は小学5年生が3教科で、中学2年生は4教科を調査したものであります。全国調査で大分県平均を上回ったのは、小学6年生で国語A、算数A、理科A・Bであり、中学3年生では国語A・B、数学Aですが、今年度初めて行われました理科はA・Bとも上回るできませんでした。Aは問題の基礎、Bは問題の応用を問うものであり、基礎的な力が徐々に定着してきたということがうかがわれます。

大分県基礎・基本調査におきましても、大分県平均を上回るという目標に近づいてきており、学力向上計画に沿った取り組みを着実に履行し、底上げが進んできていますので、引き続き皆様方のご協力をお願いするところでございます。

次に、コミュニティ・スクールについて報告いたします。

教育委員会は昨年、玖珠中学校を、今年より八幡小学校、八幡中学校を新たなコミュニティ・スクールに指定いたしました。地域とともにある学校づくりを進めています。

8月に福岡県春日市で初めて全国研修会が行われ、3校の学校運営協議会委員が参加したところで、地域の皆さんが学校運営に参画し、地域の子供たちの成長を支え、ひいては地域づくりの担い手が育つことを期待しているものでございます。

次に、人材育成事業について報告いたします。

町内4中学校、男女合わせて14名の生徒が、本年度の人材育成事業として、7月27日から2泊3日、佐伯市マリナルチャーセンターや市内の民泊で漁業や海の体験研修をいたしました。

初めての試みでありましたが、ふだん経験することのない漁業や海での新しい発見をし、お世話していただいた佐伯市の方々へ感謝の心が育ち、異なる学校の生徒同士、友情と信頼が生まれたとの報告を受けました。

また、この夏休みを利用いたしまして、アメリカ西海岸での中高生海外ホームステイ研修が今年度も実施されました。中学生6名、高校生3名、計9名が語学の習得、異文化の経験など、約1カ月間にわたり研修をしてきたところでございます。どの研修生からも習得した語学を生かすほか、グローバルな視野で何事にも積極的な姿勢で取り組みたいとの報告を受けています。

また、社会人一般には、まちづくりチャレンジ塾をスタートさせ、塾生33名の若者が交流を深めながら人材育成を主目的といたし、まちづくりの学習を進めているところでございます。

次に、大分トリニータ支援について報告いたします。

県民を対象に募ったJ1昇格支援金が1億2,000万円となり、J1昇格に必要なJリーグからの借入金3億円の返済に対する県民、企業、行政からの支援について、大分フットボールクラブからの要請が行われました。

県とともに県市長会、町村会が財団法人県市町村振興協会の基金を財源に支援する方針を固め、支援の負担割合について現在協議中であり、明日7日、町村会役員会において意思決定を行うこととしております。

なお、8月31日の市長会におきましては、全会一致で支援の方向で決定されております。

以上で諸般の報告を終わらせていただきます。

続きましては、今議会にご提案申し上げました議案につきまして、順を追って提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案集の1ページ目をお開きください。

議案第61号は、専決処分の承認を求めることについて、平成24年度玖珠町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

補正予算書は別冊となっております。

本町では、7月の豪雨により道路施設や農業用施設など甚大な被害が発生いたしました。そのため、災害からの迅速な対応を行うため、災害対策の初動経費関係について専決処分を行ったものでございます。

まず、予算書の1ページ目をお開きください。

一般会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,666万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ88億2,201万1,000円といたすものでございます。

2ページ目をお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。先ほども述べましたとおり、豪雨災害による災害関連予算について予算計上を行っております。

歳入の主なものといたしましては、国庫支出金、県支出金及び所要財源の確保による繰入金などが主なものとなっております。

6ページ目をお開きください。

歳出につきましては消防費・災害復旧費を中心に予算計上を行っております。

9ページ目をお開きください。

第2表、地方債補正につきましては、道路災害関連事業について町負担額の一部を地方債対応で行うものでございます。

続きまして、歳入の補正について、主なものについてご説明申し上げます。

予算書の13ページになります。

15款1項4目、災害復旧費国庫負担金1,067万2,000円の増額であります。道路橋梁補助災害復旧事業の国庫負担金の交付見込みを計上するものでございます。

16款2項10目、災害復旧費県補助金3,968万7,000円の増額であります。補助耕地災害復旧事業の県補助金の交付見込み額を計上するものでございます。

14ページ目をお開きください。

19款1項1目、繰入金1億3,420万9,000円の増額につきましては、災害関連予算所要財源確保のため、財政調整基金の繰り入れを計上したものでございます。

15ページをご覧ください。

歳出につきましては、災害予算関連を各目的別に予算計上を行っております。

3款4項1目、災害救助費360万5,000円の増額については、災害救助資金貸付制度による貸付事業の予算計上などを行ったものでございます。

17ページをお開きください。

9款1項5目、災害対策費1,011万7,000円の増額につきましては、災害被災者住宅再建支援事業や災害避難者に対する毛布等の災害対応備品整備などを予算計上を行ったものでございます。

11款1項1目、耕地災害復旧費9,865万7,000円の増額については、農業用施設の災害査定設計委託や応急工事費、農業用施設等の災害復旧・保全にかかわる原材料支給など予算計上を行ったものでございます。

18ページをお開きください。

11款1項2目、林業施設災害復旧事業費1,734万3,000円の増額については、林道の査定設計委託や土砂撤去費用などを予算計上を行ったものでございます。

11款2項1目、道路橋梁災害復旧費4,475万円の増額につきましては、災害測量設計委託や土砂撤去費用、災害応急工事などを予算計上を行ったものでございます。

19ページをご覧ください。

予備費につきましては、今後の台風到来季節により、災害対応など迅速に対応するため、予備費の増額を行うものでございます。

なお、当初予算予備費計上分につきましては、その多くを豪雨災害対応として執行済みであります。以上が、一般会計補正予算（第3号）の主なものでございます。

議案集2ページをお開きください。

議案第62号は、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

本案につきましては、国家賠償法第1条第1項の規定に基づき、法律上、町の義務に属する賃金未払いの損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本案を提出し、議会の議決を求めるものであります。

議案集3ページをご覧ください。

議案第63号は、玖珠町教育委員会委員の任命についてでございます。

玖珠町教育委員会委員の河野明美氏の任期が本年10月20日をもって満了いたしますが、引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同氏の略歴につきましては、別冊参考資料集1ページに記載しておりますのでご覧ください。

議案集の4ページをお開きください。

議案第64号は、辺地（鏡辺地）に係る総合整備計画の変更についてでございます。

辺地（鏡辺地）に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するため、鏡地区の林道整備の内容を一部変更するものであります。総合整備計画につきましては、別冊参考資料2ページ、3ページに記載しておりますのでご覧ください。

議案集 5 ページをご覧ください。

議案第65号は、玖珠町災害派遣手当の支給に関する条例の制定についてでございます。

災害対策基本法に基づき、他市町村から派遣された併任職員に対して災害派遣手当を支給するために制定するものであります。

議案集の 7 ページをお開きください。

議案第66号は、玖珠町林地崩壊防止事業分担金徴収条例の制定についてでございます。

激甚災害の発生に伴い、人命、財産に被害を与える恐れのある林地を整備する事業において、経費の一部を地元から徴収するために制定するものであります。

議案集 9 ページをお開きください。

議案第67号は、玖珠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、派遣などによって住居を移転し、単身で生活する職員に対し、国家公務員に準じて手当を支給するため、条例を整備するものであります。別冊参考資料集 4 ページ、5 ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますのでご覧ください。

議案集11ページ目をお開きください。

議案第68号は、玖珠町手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、火入れ許可に関する手数料の見直しに伴い条例の一部を改正するものであります。別冊参考資料集 6 ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますのでご覧ください。

議案集12ページ目をお開きください。

議案第69号は、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、弔慰金の支給対象者に兄弟姉妹が追加され、遺族の範囲が拡大されたため、改正するものでございます。別冊参考資料集 7 ページ、8 ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますのでご覧ください。

議案集13ページをご覧ください。

議案第70号は、玖珠町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の制定についてでございます。

本案は、ひとり親家庭などの医療費の助成を県下で統一して、償還払い制度から現物払い制度に変更するものですが、これに、町では保護者の窓口での一部自己負担の発生を補うため、従来どおり町単費で上乗せ助成するため、改正をするものでございます。

議案集18ページをお開きください。

議案第71号は、町道路線の廃止についてでございます。

本案は、片草第2支線の地元からの払い下げの要望を受け、確認などを行った結果、国道との重複部分と一部町道として機能されていない部分があるため、既存町道の一部を廃止するものであります。別冊参考資料集 9 ページに町道路線廃止位置図を掲載しておりますのでご覧ください。

議案集19ページをご覧ください。

議案第72号は、町道路線の認定についてでございます。

本案は、片草第2支線の地元から払い下げの要望を受け、確認などを行った結果、国道との重複部分と一部町道として機能されていない部分があるため、既存町道を一部廃止し再認定するものであります。別冊参考資料集10ページに町道路線認定位置図を掲載しておりますのでご覧ください。

議案集20ページをお開きください。

議案第73号は、平成24年度鳥獣被害防止総合対策整備交付金事業ワイヤーメッシュ鉄線柵（H＝1.8m）購入契約の締結についてでございます。

本案は、ワイヤーメッシュ鉄線柵購入に係る契約を締結するため、玖珠町有財産例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本件は、鳥獣被害防止のため鉄線柵を購入するものであります。

8月17日、5社による指名競争入札を行った結果、玖珠町大字大隈1199番地の1、玖珠郡森林組合が3,202万5,000円で落札したものでございます。別冊参考資料集の11ページにワイヤーメッシュの鉄線柵の詳細図を掲載しておりますのでご覧ください。

議案集21ページをお開きください。

議案第74号は、平成24年度玖珠町総合運動公園建設事業野球場建築工事請負契約の締結についてでございます。

本案は工事の性質上、経歴、信用を有する業者に請け負わせる必要がございますので、要件設定型一般競争入札（総合評価型）に付し、低入札価格調査を行い、最低価格入札者であります宇佐市大字和気1023、株式会社末宗組と請負契約1億8,690万円をもって契約を締結したいので、玖珠町議会の議決に付すべき契約、及び特に重要な施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。別冊参考資料集の12ページに、今回工事箇所を色づけしました野球場平面図を掲載しておりますのでご覧ください。

次に、議案第75号は、平成24年度玖珠町一般会計補正予算（第4号）でございます。

補正予算書は別冊となっております。

本補正予算は、豪雨災害復旧・復興対策事業や、今後のまちづくりをより一層推進するため、まちづくり推進事業を中心に予算計上を行っております。特に、豪雨災害復旧・復興対策事業については、豪雨災害からの早期の復旧・復興を行うとともに、迅速かつきめ細かな対応を町を挙げて全力で対処していく方針でございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

一般会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億7,203万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ95億9,404万9,000円といたすものでございます。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、繰越金、町債が主なものになっております。

6ページをお開きください。

歳出につきましては、衛生費、商工費、土木費、災害復旧費などが主なものでございます。

9ページをお開きください。

第2表、継続費補正であります。工業団地進入路関連事業の事業実施年次変更により継続費の追加を行うものでございます。

工業団地進入路関連事業につきましては、当初予算で予算計上を行っているところでございましたが、進入路の供用開始予定区間の建設工事が2カ年を要するため、継続費の追加を行い、2カ年事業として実施するものでございます。

10ページをお開きください。

第3表、地方債補正につきましては、豪雨災害による災害復旧事業関連の町負担額を地方債対応で行うため、農地農林施設災害復旧事業や公共土木施設災害復旧事業などの地方債補正を、追加、変更を行うものでございます。なお、いずれの地方債も優良債での対応を行い、後年度に過度な財政負担が生じないよう適切な地方債管理を行ってまいります。

続きまして、歳入の補正について、主なものについてご説明申し上げます。

15ページをお開きください。

15款1項4目、災害復旧費国庫負担金2億244万2,000円の増額につきましては、道路、河川などの公共土木施設における災害復旧事業の国庫負担金の計上であります。

15款2項1目、総務費国庫補助金5,209万2,000円につきましては、特防調整交付金の普通交付2次配分の交付見込み額を計上するものであります。

16ページをお開きください。

15款2項7目、土木費国庫補助金1億3,431万8,000円の減額につきましては、先ほど述べました工業団地進入路事業における事業実施年次などの変更により減額を行うものでございます。

17ページをご覧ください。

16款2項10目、災害復旧費県補助金3億4,981万円につきましては、農地農業用施設などの豪雨災害による災害復旧事業補助金などを計上するものでございます。

18ページをお開きください。

20款1項1目、繰越金につきましては、平成23年度決算の余剰金の確定により計上したものでございます。

19ページをご覧ください。

22款1項5目、商工観光債4,450万円の減額については、工業団地進入路事業の事業実施年次変更により減額を行うものでございます。

22款1項9目、災害復旧債2億640万円の増額につきましては、豪雨災害による災害復旧事業町負担額を地方債対応で行うものでございます。

また、22款1項10目、臨時財政対策債4,010万円につきましては、普通交付税の算定により、臨時財政対策債の発行可能額増額見込みにより予算計上を行うものでございます。

次に歳出であります。

20ページをお開きください。

歳出の補正につきましては、豪雨災害の早期復旧・復興を行うため、豪雨災害復旧・復興対策事業や、特防（玖珠町E C Oライフセンター新築工事）事業、工業団地進入路事業などが主なものでございます。

21ページをご覧ください。

2款1項6目、電子計算費450万8,000円の増額につきましては、法改正などによる電子計算プログラム修正委託料など計上するものでございます。

24ページをお開きください。

3款2項3目、老人ホーム入所措置費403万3,000円につきましては、養護老人ホーム措置人員の追加などにより計上するものでございます。

26ページをお開きください。

4款1項3目、環境衛生費4,208万8,000円の増額につきましては、特防（玖珠町E C Oライフセンター新築工事）事業の本体工事の予算計上などにより増額するものでございます。

27ページをご覧ください。

6款1項4目、畜産業費908万8,000円の増額については、全国和牛大会出場による町全共推進協議会負担金や、県産粗飼料流通拡大事業補助金などの予算計上によるものでございます。

29ページをお開きください。

6款2項9目、林地崩壊防止事業費945万5,000円の増額につきましては、人家や公共施設に被害を与える林地に対し、林地保全施設整備を実施するものでございます。

30ページをお開きください。

7款1項2目、商工振興費2億6,960万8,000円の減額は、第2表継続費補正でも説明いたしましたが、工業団地進入路事業の実施年次の変更などにより減額を行うものでございます。

31ページをご覧ください。

8款1項1目、土木総務費1,353万2,000円の増額につきましては、市町村営急傾斜地崩壊対策事業などの追加予算計上を行ったものでございます。

32ページをお開きください。

8款2項2目、道路新設改良費1,270万9,000円の増額につきましては、社会資本整備総合交付金事業（橋梁修繕等対策）による橋梁修繕設計委託などを予算計上を行ったものでございます。

8款2項5目、特定防衛施設周辺整備事業費1,433万4,000円の増額については、特防（田代線）事業費の改良舗装工事などの追加計上を行ったものでございます。

33ページをご覧ください。

8款5項1目、住宅管理費1,602万8,000円の増額につきましては、7月の豪雨により、池の原住宅の法面崩壊が発生し、その法面对策工事関連経費を予算計上するものでございます。

39ページをお開きください。

11款1項1目、耕地災害復旧費4億5,064万9,000円の増額につきましては、豪雨災害による農地、農業用施設など災害復旧事業関連の予算計上によるものでございます。

40ページをお開きください。

11款1項2目、林業施設災害復旧事業費6,832万3,000円の増額につきましては、豪雨災害による林道専導線などの災害復旧工事関連の予算計上によるものでございます。

41ページをご覧ください。

11款2項1目、道路橋梁災害復旧費3億8,128万5,000円の増額につきましては、豪雨災害による道路、河川などの公共土木施設災害復旧事業関連の予算計上によるものでございます。

以上が、一般会計補正予算（第4号）の主なものでございます。

続いて、議案第76号は、平成24年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第1号）でございます。

補正予算書（第1号）は同じく別冊となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ61万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,298万8,000円とするものでございます。以下、詳細について説明は省略させていただきたいと思っております。

次に、議案第77号は、平成24年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

補正予算書（第1号）は同じく別冊となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,877万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳出予算それぞれ22億6,327万6,000円とするものでございます。以下、詳細についての説明は省略させていただきます。

次に、議案第78号は、平成24年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

補正予算書は同じく別冊となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,137万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,718万8,000円とするものでございます。以下、詳細についての説明は省略させていただきます。

次に、議案第79号は、平成24年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

補正予算書は同じく別冊となっております。

予算書の1ページをお開きください。

補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ490万5,000円を減額し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ2億956万円とするものでございます。以下、詳細についての説明は省略させていただきます。

次に、議案第80号は、平成24年度玖珠町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

補正予算書は同じく別冊となっております。

1ページをお開きください。

支出の第2款第1項営業費用に100万円、第2項特別損失に180万円を追加補正するものでございます。以下、詳細についての説明は省略させていただきます。

次に、議案集に戻っていただきまして、議案集の22ページをお開きください。

議案第81号は、平成23年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

この決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

一般会計歳入歳出決算書、決算審査意見書は別冊となっております。

黄色い表紙の一般会計歳入歳出決算書5ページをお開きください。

平成23年度の一般会計の歳入合計でございます。収入済額が92億394万1,109円、前年度に比べ3億5,937万7,623円の減、率にして3.8%の減になっております。

9ページをお開きください。

歳出合計ですが、支出済額は88億3,418万5,042円となっております。前年度に比べまして1,077万6,042円の増、率にして0.1%の増になっております。

9ページ、左下欄外を見てください。

歳入歳出の決算上の剰余金は、歳入歳出差引残高3億6,975万6,067円となりました。

次に、決算書の166ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。まず、形式収支であります歳入歳出差引額は、ただいま申し上げましたとおり3億6,975万6,000円の黒字でございます。この形式収支から今年度24年度に繰り越ししし繰越明許費繰越額の一般財源1,644万6,000円を差し引いた実質収支は3億5,331万円の黒字となっております。

次に、財政構造に関しまして、別冊の白い表紙の平成22年度決算における主要な施策の成果及び予算の執行実績報告書をご覧ください。

報告書117ページをお開きください。

(5) 性質別歳出の表の右下に財政構造の弾力性を示します経常収支比率が示されております。経常収支比率は85.9%となっており、前年度が82.1%でありましたので、3.8%上昇したということになっております。このような状況であります。平成23年度の決算は昨年度に引き続き、おおむね健全な財政運営を行うことができたところでございます。

次に、議案集に戻りまして、23ページをご覧ください。

議案集の23ページの議案第82号から28ページの議案第87号までの6議案につきましては、いずれも

特別会計及び企業会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。各特別会計の決算書は薄い紫色の冊子に平成23年度歳入歳出決算書特別会計と表記したものにまとめております。また、企業会計の水道事業会計決算書につきましては、白い表紙の別冊となっております。具体的な内容については、省略させていただきたいと思っております。

以上が今定例会に提案申し上げました27議案についての提案理由でございます。

次に、報告でございます。

議案集29ページをお開きください。

報告第4号は、平成22年度玖珠町一般会計継続費精算報告書についてでございます。

本報告は、地方自治法施行令第145条第2項の規定によりまして、平成22年度玖珠町一般会計継続費精算報告書を調製いたしましたので、これを報告いたしますものでございます。

内容は、日出生台演習場周辺障害防止対策事業であります。全体計画事業費7,925万1,000円に対しまして、実績は6,166万9,156円となっております。以下、詳細についての説明は省略させていただきます。

次に、議案集の30ページをお開きください。

報告第5号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定についてでございます。

本報告は、財政健全化法第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率について報告するものでございます。以下、詳細については省略させていただきます。

次に、議案集31ページをご覧ください。

報告第6号であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定についてでございます。

本報告は、財政健全化法第22条第1項の規定によりまして、平成23年度の決算に基づく簡易水道特別会計及び水道会計の資金不足比率を報告いたしますものでございます。資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率を示すものでございます。以下、詳細については説明は省略させていただきます。

以上、専決案件1件、損害賠償案件1件、人事案件1件、辺地計画案件1件、新規条例制定案件2件、条例の一部改正案件3件、条例の全部改正案件1件、町道の廃止案件1件、町道の認定案件1件、物品の購入契約締結案件1件、工事請負契約の締結案件1件、平成24年度補正予算案件6件、平成23年度歳入歳出決算認定案件7件、計27議案、そして、報告案件3件を上程いたしました。なお、本定例会の会期中に契約案件3件の追加議案を提案させていただく予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、町政諸般の報告並びに提案を申し上げました議案についての提案理由の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしく

お願いします。

○議長（高田修治君） 町長の諸般の報告並びに提案理由の説明を終わります。

日程第6 請願並びに陳情の上程（陳情3件）

○議長（高田修治君） 日程第6、陳情の上程を行います。

お手元に配付しております文書表のとおり、陳情3件が提出されております。これを上程いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、陳情3件は上程することに決しました。

日程第7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○議長（高田修治君） 日程第7、委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、基地対策特別委員会の報告を求めます。

基地対策特別委員会委員長藤本勝美君。

○基地対策特別委員長（藤本勝美君） 基地対策特別委員会報告（閉会中）。

平成24年第2回玖珠町議会定例会において、基地対策特別委員会に閉会中の継続審査の付託を受けた件につきまして、その結果を報告します。

7月13日、役場において執行部出席のもと基地対策特別委員会を開催し、8月に開催されました日米共同訓練の内容と、防衛大臣、防衛省関係機関への陳情内容及び行動についての対応を話し合いました。

9月3日、役場におきまして執行部出席のもと基地対策特別委員会を開催し、自衛隊無人探察ヘリコプターの強制着陸に対する地元対応と原因究明について、日米共同訓練の経過について報告を受けました。

1、日米共同訓練の概要について。

「日米共同訓練の目的」。

陸上自衛隊及び米海兵隊の部隊が、それぞれの指揮系統に従い、共同して作戦を実施する場合における連携要領を実行動により訓練し、総合運用性の向上を図る。

「期間」。

平成24年8月19日から8月30日まで。

「担任官」。

日本側、第4師団長、陸将、武内誠一。

米軍側、第3海兵機動展開部隊第3海兵師団長、准将、フレデリック・M・パディラ。

「訓練実施部隊」。

陸上自衛隊第41普通科連隊の1個中隊基幹、人員300名。

米海兵隊、第3海兵師団戦闘攻撃大隊の1個中隊基幹、人員300名。

2、日米共同訓練に伴う地元説明会について。

10年ぶりに行う日出生台演習場での日米共同訓練は、在沖縄米軍海兵隊県道104号線越え実弾射撃訓練のない年であり予定していない通知でありました。

玖珠町としては、地域住民の不安解消のために、7月17日、九州防衛局、西部方面総監部とともに旧相の迫分校並びに日出生南部コミュニティセンターへ説明に行きました。

旧相の迫分校では、過去の誤射問題や203ミリ榴弾砲の破片問題などを絡める中で、相の迫地域、田代地域、仲田・高橋地域を移転補償対象地域の指定へするように求めるなどの意見がありました。

西部方面総監部から、今回の日米共同訓練の説明会と違う内容なので応答は差し控えるとの答弁に、地元から日米共同訓練は反対との意見も出ました。

日出生南部コミュニティセンターでは、地区住民より過去の経緯を含めて、8月の大事な採草時期に日米共同訓練をなぜ実施するのかとの質問がありました。この質問に対して、九州防衛局並びに西部方面総監部は応答できず、再度の説明会を7月20日に開催することになりました。再度の説明会では、訓練中の採草に対して最大限の配慮を行うことで地元の了解を得ました。

3、防衛大臣、防衛省関係機関への陳情行動について。

今回の陳情行動は、国の当初予算編成前の陳情として行うものであるが、新聞報道の中では日本にオスプレイの配備と全国で航空訓練を行うことが掲載されました。その訓練航空路に大分県が含まれ、西日本最大の演習場を抱える玖珠町の上空を飛ぶことが予想されます。したがって、基地対策特別委員会としては、オスプレイの安全性が問われている中、玖珠町の上空を飛ぶこと、日出生台演習場へ降りることは町民の安全・安心のために反対であることを口頭で行うことにいたしました。

また、10年ぶりに行う日出生台演習場での日米共同訓練は、在沖縄米軍海兵隊県道104号線越えの実弾射撃訓練のない年であり、予定していない通知でありました。

玖珠町としては、地域住民の不安解消のために、地元要望を含めた内容を新たに要望書へ書き加えました。

「陳情行動」。

期日、7月19日。

相手方は西部方面総監部、九州防衛局。

対応、西部方面総監部幕僚長、九州防衛局企画部長。

参加者、基地対策特別委員会並びに町長。

期日、7月24日から25日。

相手方、防衛大臣、森本 敏、防衛省地方協力局。

対応は森本防衛大臣並びに山内防衛省地方協力局長。

参加者、基地対策特別委員会正副委員長、議会正副議長並びに町長。

4、自衛隊無人探察ヘリコプターが民間地へ強制着陸した対応について。

8月4日、10時20分ごろ、日出生台演習場で飛行訓練をしていた西部方面特科隊所属の無人探察ヘリコプターが高橋地区へ強制着陸しました。その状況を把握すべく、基地対策特別委員会正副委員長が現地を確認しました。繁田議員も出席しておりました。また、今回の事故に対して地元の相愛会は、8月6日月曜日に議長へ要望書を提出したいとの話があり、議長の要請により基地対策特別委員会正副委員長が相愛会の要望に立ち会いました。

8月6日18時より、旧相の迫分校で九州防衛局、西部方面総監部、湯布院駐屯地が今回の無人探察ヘリコプターの事故の説明をする旨の情報を知り、基地対策特別委員会委員長と副委員長、ほかに数名が傍聴いたしました。

説明内容。

無人探察ヘリコプターの演習場内での訓練が終わり、元の位置へ戻るときに位置確認ができない状況が起きたため強制着陸をさせた。

無人探察ヘリコプターの事故の原因究明ができ次第、再度地元説明会を開催する。

事故の原因究明ができない限り、無人探察ヘリコプターの訓練はしない。

「大分県」。

農木危機管理監は、無人探察ヘリコプター事故の原因究明が終わるまで飛ばさないように知事から指示を受けましたと口頭で報告いたしました。

5、日米共同訓練の経過について。

8月19日から30日までの間、日出生台演習場で行われた日米共同訓練は、事故もなく無事に終わったとの報告を受けました。

6、自衛隊無人探察ヘリコプターが民間地へ強制着陸した原因究明について。

9月3日の基地対策特別委員会まで自衛隊無人探察ヘリコプターの強制着陸させた原因についての説明はないと報告を受けました。

委員会としては、基地問題の対応について執行部とともに問題解決に向け努力することを確認し、本員会は引き続き継続審査とすることに決しました。

以上。

○議長（高田修治君） 基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、総合運動公園調査検討特別委員会の報告を求めます。

総合運動公園調査検討特別委員会委員長藤本勝美君。

○総合運動公園調査検討特別委員長（藤本勝美君） 総合公園調査検討特別委員会報告（閉会中）。

平成24年第2回玖珠町議会定例会において、総合運動公園調査検討特別委員会に閉会中の継続審査の付託を受けました件につきまして、その結果を報告します。

8月30日、執行部出席のもと特別委員会を開催しました。

1、進捗状況について。

執行部より、平成24年度の総合運動公園整備事業の工事発注状況について説明がありました。

本年度の現時点では、テニスクラブハウス建築工事、多目的グラウンド周辺整備工事、公園整備工事を発注しています。野球場建築工事の請負契約締結を9月定例会に議案として上程しており、議決後に正式な契約となります。あわせて野球場メインスタンド棟等建築工事監理事務委託の指名入札の開札を9月3日に行いますとの説明がありました。

委員から、①野球場建築工事について請負業者が町外業者であるが、資材などについては町内業者の利用を契約内容に入れているか。②公園整備の植栽について、この発注で全部植栽が完了するのかなどの質問がありました。

執行部から、①については、契約内容には入っていませんが、町内業者の利用をお願いしています。②については、オーナー制や寄贈木を除く部分は、おおむね発注していますとの回答がありました。

2、今後のスケジュールについて。

今後の工事発注については、公園設置助成事業（遊戯施設）、社会資本整備総合交付金（野球場土木工事、園路工事）、社会資本整備総合交付金の関連事業として国道210号線の交差点事業を本年度予定していますとの説明がありました。

委員から、①野球場の使用はいつになるのか。②国道210号線の交差点事業で補助対象とならない運動公園内の整備を先にしたらどうかなどの意見がありました。

執行部より、①については、平成25年度完成、平成26年からの使用となります。②について、運動公園内の整備は時間がかかるものではなく、国道210号線交差点事業とあわせて行っていきますとの回答がありました。

その他、執行部より、前回の特別委員会以降の利用状況について報告がありました。

主なものとして、玖珠郡ラグビー祭、中体連郡大会（サッカー、陸上）、大分県少年野球選手権予選、久大ブロックソフトテニス大会、全九州ホッケー選手権などが開催され、町内外から多くの方に利用されています。

また、使用料収入については、4月のオープンから7月末まで48万8,470円の収入があります。6月が9万2,710円、7月が14万5,400円となっております。

今後の主な利用予定として、福岡県少年サッカークラブの合宿、マスターズ陸上の合同合宿、福岡大学陸上競技部合宿、玖珠郡テニスダブルス選手権、ラグビークラブの選手権などが予定されていますとの報告がありました。

本委員会としては、総合運動公園建設に関する諸問題を調査検討し、問題解決のため引き続き継続審査とすることに決しました。

以上です。

○議長（高田修治君） 総合運動公園調査検討特別委員会委員長報告に対して、質疑はありませんか。
（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

総合運動公園調査検討特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。

議案第61号、議案第66号、議案第73号と議案第74号の4議案は、議会運営副委員長より報告がありましたように、執行上急施を要する案件でありますので、委員会付託を省略し、直ちに本日の議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号、議案第66号、議案第73号、議案第74号の4議案につきましては、委員会付託省略し、直ちに本日の議題といたすことに決定をいたしました。

日程第8 質疑・討論・採決（議案第61号、議案第66号、議案第73号、議案第74号）

○議長（高田修治君） 日程第8、これより質疑、討論、採決を行います。

議案集をお出してください。

初めに、議案集1ページです。

議案第61号、専決処分の承認を求めることについて、平成24年度玖珠町一般会計補正予算（第3号）について、予算書は別冊となっております。お出してください。

一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第61号の質疑を終わります。

次に、7ページです。

議案第66号、玖珠町林地崩壊防止事業分担金徴収条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第66号の質疑を終わります。

次に、議案集20ページです。

議案第73号、平成24年度鳥獣被害防止総合対策整備交付金事業ワイヤーメッシュ鉄線柵（H＝1.8 m）購入契約の締結について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第73号の質疑を終わります。

次に、議案集21ページです。

議案第74号、平成24年度玖珠町総合運動公園建設事業野球場建築工事請負契約の締結について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

これより討論を入ります。

議案第61号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第66号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第73号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第74号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 以上で討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第61号、専決処分の承認を求めることについて、平成24年度玖珠町一般会計補正予算（第3号）について、反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

議案第61号について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（高田修治君） 着席ください。起立全員です。

よって、議案第61号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第66号、玖珠町林地崩壊防止事業分担金徴収条例の制定について、反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

議案第66号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（高田修治君） 着席ください。起立全員です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第73号、平成24年度鳥獣被害防止総合対策整備交付金事業ワイヤーメッシュ鉄線柵（H＝1.8m）購入契約の締結について、反対の意見もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

議案第73号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第73号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第74号、平成24年度玖珠町総合運動公園建設事業野球場建築工事請負契約の締結について、反対の意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

議案第74号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第74号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。

明日7日は議案質疑といたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、明日7日は議案質疑とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時45分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年9月6日

玖 珠 町 議 会 議 長 高 田 修 治

署 名 議 員 廣 澤 俊 幸

署 名 議 員 尾 方 嗣 男